

簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

記入例

○電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯)

予期せず令和5年1月から令和5年9月までに家計が急変し、収入の減少がした場合✓を記入してください。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象にはなりません。

① 下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	収入の減少 のあった年 月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦	
						給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】			
1	ユックラ ジロウ	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 ○月	収入合計額 A+B+C=【D】	100,000	0	100,000	1,200,000	1,378,000
	100,000					0	0	円	円	円	
2	ユックラ アイコ	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 ○月	収入合計額 A+B+C=【D】	0	0	0	0	0
	0					0	0	円	円	円	
3	ユックラ ミチコ	0 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 ○月	収入合計額 A+B+C=【D】	0	200,000	200,000	2,400,000	2,043,000
	0					200,000	0	円	円	円	
4			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】					
								円	円	円	
5			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	月	収入合計額 A+B+C=【D】					
								円	円	円	

扶養する人数を(扶養控除等申告書等に記入の人数)を①欄に記入し、下表から①欄に対応する区分の非課税相当収入限度額を⑦欄に記入してください。

世帯全員が年間収入見込額(⑥欄)と非課税相当収入限度額(⑦欄)を比較して、⑥欄の方が低い場合は、裏面の記入は不要です。

※この例においては、ゆっくら道子氏の年間収入見込額(⑥欄)と非課税相当収入限度額(⑦欄)を比較して、⑥欄の方が高いので、裏面の記入が必要となります。

扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で)

- ① 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の収入を記入してください。
- ② 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ③ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ④ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※年金収入がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を提出してください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください。 ～

③ 年間所得により申し立てる場合、
 (裏面) 各欄に該当する控除額を記入してください。
 表面⑦欄の年間収入見込額を転記してください。
 属する世帯の 記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】				【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1	ユックラ ジロウ	1,200,000	650,000	0	0	550,000	828,000
	ゆっくら 次郎	円	円	円	円	円	円
2	ユックラ アイコ	0					
	ゆっくら 愛子	円	円	円	円	円	円
3	ユックラ ミチコ	2,400,000		1,200,000		1,200,000	1,350,000
	ゆっくら 道子	円	円	円	円	円	円
4							
5							

年間所得見込額(⑪欄) = 年間収入見込額(⑥欄) - (給与所得控除額(⑧欄) + 事業収入等の経費(⑨欄) + 公的年金控除(⑩欄))

下表の非課税相当所得限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

(記入上の注意)

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。
- ⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。
 - ① A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
 - ② A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
 - ③ A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
 - ④ A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円
- ⑨ 「事業収入等の経費」
 - ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
 - ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類を提出してください。
- ⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。
 - (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
 - (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- ⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、記入してください。

$$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$
- ⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用